

令和6年10月分(12月支給分)から 児童手当が拡充されます

☎ 市 子育て支援課 ☎ 53-5132 ☎ 53-5128



令和6年10月分の児童手当から次のとおり拡充されます。拡充後の初回支給月は令和6年12月です。

1. 所得制限の撤廃

「所得制限限度額」や「所得上限限度額」が撤廃され、受給資格者の所得の額にかかわらず、児童手当が支給されます。

2. 支給期間を高校生年代まで延長

支給期間を18歳到達後の最初の年度末まで延長します。

3. 第3子以降の支給額の増額、および多子加算のカウント方法の見直し

第3子以降の支給額を月額3万円とし、多子加算のカウント方法を進学・就職等の状況にかかわらず、22歳到達後の最初の年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とします。

4. 支払月を隔月(偶数月)の年6回に変更

児童手当の定時払いが2カ月に1回となり、偶数月に支給します。また、児童手当の支給の際に送付していた支払通知書は令和6年10月以降は送付しません。

		令和6年9月分まで		令和6年10月分から	
支給額(月額)	3歳未満	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代	支給対象外		10,000円	
多子加算のカウント対象		18歳到達後の最初の年度末までの子※		22歳到達後の最初の年度末までの子※	
所得制限		あり		なし	
支給回数		年3回(6月、10月、2月)		年6回(偶数月)	

※子の生活費等を経済的に負担している場合カウント対象となります。

申請手続きについて

今回の制度改正に伴い、児童の養育状況により申請手続きが必要な人と不要な人に分かります。新たに受給資格が生じる人と現在児童手当・特例給付を受給している人には8月上旬に案内を郵送しますので、申請手続きが必要な人は期日までに申請してください。なお、申請不要で支給額が増額になる人には11月頃に変更後の支給額のお知らせを送付する予定です。

●現在児童手当・特例給付を受給していない人は対象拡充に伴う申請手続きが必要です。

【申請手続きが必要な人】

- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生)の児童を養育している人
- ・所得上限限度額を超過したことにより現在児童手当・特例給付の受給資格がない人

対象となるにもかかわらず、案内が届かない場合は、子育て支援課までご連絡ください。

●現在児童手当・特例給付を受給中の人は、対象拡充に伴う申請手続きは原則不要です。ただし、以下に該当する人は支給額を増額するための申請手続きが必要です。

【申請手続きが必要な人】

- ・高校生年代以下の児童のほかに、18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子(平成14年4月2日～平成18年4月1日生)がおり、その子を含めると3人以上の児童を養育している人
- ・支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している人

注 意

受給資格者が公務員の場合は勤務先から児童手当が支給されますので、手続きについては勤務先へお問い合わせください。

申請期限 令和6年9月30日(月)

申請方法等の詳細につきましては、市から送付される案内や市公式ウェブサイト等をご覧ください。

※令和6年12月支給分の振込を確実にを行うため、申請期限までのお手続きをお願いします。なお、期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給しますが、令和7年4月以降に申請された場合は、申請のあった翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

物価高騰支援給付金のご案内

☎ 市 社会福祉課 (給付金専用窓口) ☎ 53-5127 ☎ 53-5128



対象世帯および支給金額

①

令和6年度新たに住民税非課税または、
住民税均等割のみ課税となった世帯
(1世帯10万円)

②

①の世帯のうち18歳以下の子ども
(生年月日が平成18年4月2日以降)を含む世帯
(児童1人につき5万円)

※どちらの給付金も世帯主の口座に振り込みます。

※次の世帯は対象外となります。

- ・住民税課税者に扶養されている方
- ・令和5年度非課税世帯、均等割のみ課税世帯への給付金および子ども加算給付金を受給された世帯

給付金の申請

申請期限:**10月31日(木)** ※消印有効

①の給付金…7月下旬に対象と思われる世帯に案内を送付しますので、必要事項を記入の上、書類を添付いただき同封の返送用封筒にて返送いただくか、本庁舎2階 社会福祉課 窓口まで提出をお願いします。

②の給付金…8月初旬に対象と思われる世帯に案内を順次送付します。

※課税状況等が変わった、令和6年6月3日以降に出生されたなど、対象になるとと思われる場合は、社会福祉課 (給付金専用窓口) へお問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトをご覧ください。

定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付について

☎ 市 税務課 (調整給付金担当) ☎ 53-5217 ☎ 53-5138



令和6年分の所得税 (令和6年中の所得等を基に算出) および令和6年度分の個人住民税 (令和5年中の所得等を基に算出) において、定額減税が実施されます。その際に定額減税しきれないと見込まれる方に対して給付金 (調整給付金) を支給します。

対象者 以下の全てに該当する人。**対象者には、市から通知を送付します。**

1. 令和6年度の住民税が米原市で課税されている人
2. 令和6年分の所得税および令和6年度の住民税所得割のどちらか、もしくは両方が課税されている人
3. 定額減税可能額が、減税前の税額を上回る人
4. 合計所得金額が1,805万円以下の人 (給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当)

調整給付金の計算方法

所得税、個人住民税所得割それぞれの定額減税可能額から、減税前の金額を引き、控除不足額を算出します。

【定額減税可能額】

所得税	本人+扶養親族 (配偶者含む) 1人当たり3万円	} 1人当たり4万円
個人住民税所得割	本人+扶養親族 (配偶者含む) 1人当たり1万円	

※扶養親族 (配偶者を含む) は国外居住者を除きます

【所得税】

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族)	－	令和6年分推計所得税額 (減税前)	=	所得税分控除不足額 (0より小さい場合は0)
--------------------------	---	-------------------	---	---------------------------

令和6年分所得税額は未確定のため、令和5年分所得等を参考に、国が定めた算定基準にて推計額を使用します。

【個人住民税所得割】

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族)	－	令和6年度個人住民税所得割額 (減税前)	=	個人住民税分控除不足額 (0より小さい場合は0)
--------------------------	---	----------------------	---	-----------------------------

※給付金の額は、個人ごとに異なります。

※令和6年分の所得税が確定した後、給付額に不足がある場合は、令和7年に追加で給付する予定です。

給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の詐取にはご注意ください

自宅に給付金をかたった不審な電話や郵便物があった場合は、市の窓口または最寄りの警察署や警察相談専用電話 (#9110) に連絡してください。

指定管理者を募集します

☎ 市 スポーツ推進課
生涯学習課
契約管財課

☎ 53-5155 ☎ 53-5129
☎ 53-5154 ☎ 53-5129
☎ 53-5166 ☎ 53-5148

次の公の施設の事業運営や施設管理に当たっていただく指定管理者を募集します。

対象施設名	伊吹B&G海洋センター 伊吹第1グラウンド 伊吹第2グラウンド 伊吹テニスコート	山東B&G海洋センター	伊吹山文化資料館
担当課	スポーツ推進課	スポーツ推進課	生涯学習課
指定管理期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)		
選定方法	指定管理者選定委員会(10月開催予定)で申請書類とプレゼンテーションによる審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。その後、市の審査、議会の議決を経て、指定管理者に指定します。		
応募方法	申請書類を担当課に提出してください。 公募要項および申請書類等は担当課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。		
応募締切	8月23日(金)		
市公式ウェブサイト			

「はかり」の定期検査を受検しましょう

☎ 市 シティセールス課 ☎ 53-5146 ☎ 53-5139

計量法に基づき、商店や工場、薬局等で取引や証明用として使用する「はかり」は、定期(2年に1回)に精度を確認することが義務付けられています。

検査については、次の日時、場所で実施されますので、該当する「はかり」を使用されている方は必ず受検してください。

なお、受検の際には、受検はがき(特定計量器定期検査受検票)をお持ちください。

また、検査には「はかり」の能力等に応じて手数料が必要になります。

検査実施日時および場所

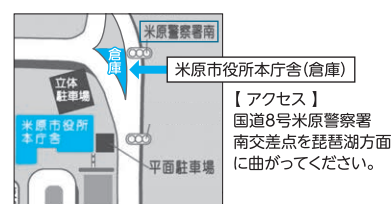
- ①9月3日(火) 10時30分～14時
伊吹市民自治センター(車庫)
- ②9月5日(木) 10時30分～14時
近江市民自治センター(車庫)
- ③9月6日(金) 10時30分～14時
山東支所(車庫)
- ④9月9日(月) 10時30分～14時30分
米原市役所本庁舎(倉庫)

持ち物

- ・ 特定計量器定期検査受検票(通知はがき)
- ・ 受検するはかり

検査実施機関

指定定期検査機関
(一社)滋賀県計量協会



【アクセス】
国道8号米原警察署
南交差点を琵琶湖方面
に曲ってください。

使用済の食用油を回収しています

☎ 市 環境政策課 ☎ 53-5112 ☎ 53-5138

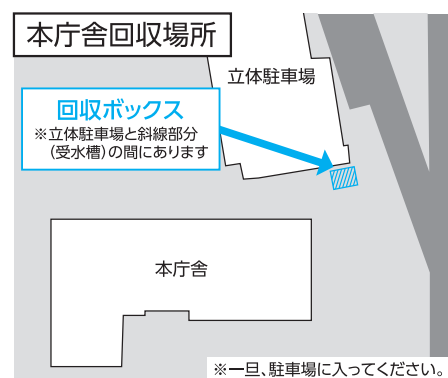
市では家庭からの使用済てんぷら油などの食用油を回収して、ごみの減量化を推進するとともに、廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製しリサイクルするため、廃食用油(食用油に限る)を回収しています。

回収方法

油の容器やペットボトルに入れて指定の回収場所までお持ちください。

回収場所

本庁舎(回収ボックスに入れてください)
山東支所、伊吹市民自治センター、近江市民自治センター
※本庁舎以外は窓口にお声がけください。



虐待かも…と思ったら連絡を 高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう

地域やサービスを受けている施設等で、虐待や虐待が疑われる様子を目撃・発見した場合は相談窓口にご連絡ください。

皆さんからの連絡・相談が、虐待を受けている高齢者や障がい者だけでなく、虐待をしてしまう家族や親族等の救済・支援につながります。

身体的虐待

- ・殴る蹴るなどの暴力行為
- ・不自然な怪我をしている

心理的虐待

- ・怒鳴り声が頻繁に聞こえる
- ・悪口を言っている
- ・無視する

放棄・放任

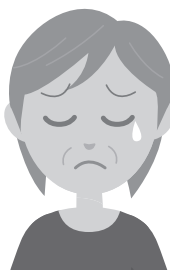
- ・十分な食事や水分を与えてもらっていない
- ・汚れた服をずっと着いたり、お風呂にも入っていない様子

経済的虐待

- ・生活に必要なお金を自由に使えない
- ・入院や受診、介護保険サービスなど必要な費用を支払わない

性的虐待

- ・無理矢理わいせつな行為をされる。
- ・人前で排泄をさせたり、オムツ交換をする



高齢者虐待の相談窓口

市 高齢福祉課 地域包括支援センター
☎53-5120 ㊟53-5119

【米原・近江地域】

米原近江地域包括支援センター
(ふくしあ内)

☎51-9014 ㊟51-9028
※休日夜間の緊急時は転送対応

【山東・伊吹地域】

山東伊吹地域包括支援センター
(山東支所内)

☎55-8100 ㊟55-8130
※休日夜間の緊急時は転送対応

障がい者虐待の相談窓口

米原市障がい者虐待防止センター
(障がい福祉課内)

☎53-5123 ㊟53-5119

琵琶湖の水位の見守り役 排水ポンプで浸水被害を軽減しています

㊟独立行政法人水資源機構 ☎077-574-0680

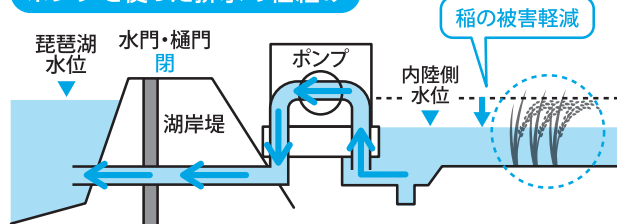
水資源機構琵琶湖開発総合管理所では、大雨等で琵琶湖の水位が上がり、水が内陸側へ逆流する場合、河川から琵琶湖に通じる水門・樋門を閉め、河川の水を排水ポンプを使用して琵琶湖に流し、水田の浸水被害を軽減しています。これを「内水排除操作」といいます。

強い雨が降り、ポンプの能力以上に流域からの流量がある時は内陸側で浸水することがあります。ご理解いただくとともに、身の安全を第一に考え、行動してください。

市内のポンプ場

入江と磯の2カ所にあり、琵琶湖の水位を見守っています。

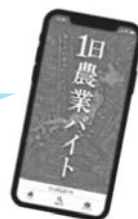
ポンプを使った排水の仕組み



1日農業バイトアプリ デイワーク(day work)のご紹介

㊟レーク伊吹農業協同組合(営農企画課) ☎0749-63-2101
市 農政課 ☎53-5141 ㊟53-5139

デイワーク(day work)は、農業に限定し、農業者(求人)と利用者(求職)を結ぶマッチングアプリサービスです。求職者の利用制限はなく、どなたでも無料でお使いいただけるので、スキマ時間を活用したい方にオススメです！



▼アプリのダウンロードはこちら▼

iPhone/iPad



android

